

官 庁 資 料

目 次

1	官庁資料の定義	p.2
2	日本の官庁資料の特徴	p.3
3	国立国会図書館における官庁資料	p.4
4	代表的な官庁資料	
4.1	白書	p.5
4.2	統計	p.10
4.3	審議会資料	p.12
4.4	閣議決定	p.13
4.5	世論調査	p.14
4.6	研究報告	p.14
5	官庁資料の情報源	p.17

1 官庁資料の定義 (Definition of Official Publications)

国立国会図書館

くに しよきかん はつこつ しゅつばんぶつ また
国の諸機関が発行した出版物、又は国の諸機関のために発行された出版物

(国立国会図書館法第 24 条第 1 項)

「国の諸機関」の範囲

こっかい きかん かいけいけんさいいん ないかく ぎょうせい
国会および国会におかれる機関、会計検査院、内閣および内閣におかれる機関、行政
ぶもん ふしやう がいきよく ないぶぶきよく しんぎかいとう しせつ きかん とくべつ
部門の府省および外局とそれぞれの内部部局、審議会等、施設等機関、特別の機関、
ちほうしぶんぶきよく しほうぶもん
地方支分部局、司法部門の機関

「国の諸機関のため」に発行された出版物とは、国の諸機関がみずから ぎょうむすいこう
もくてき さくせい ぐたいてき つぎ ふくむ
目的として作成した出版物とする。具体的には、次のものを含む。

へんしゅう ちよさく おこない とうがい いがい いんさつ かんこう
国の諸機関が編集・著作を行い、当該機関または国の諸機関以外から印刷・刊行され
た出版物。国の諸機関ががいぶ ちようさけんきゅう いたく ほじょ おこなったちようさ
けんきゅう ほうこくしょ
研究の報告書等の出版物。

どくりつぎょうせいほうじん こくりつだいがくほうじん とくしゅほうじん
独立行政法人、国立大学法人、特殊法人等が発行した出版物、又はこれらの法人のため
に発行された出版物 (同・24 条第 2 項)

ちほうこうきょうだんたい しよきかん
地方公共団体の諸機関が発行した出版物、又は地方公共団体の諸機関のために発行さ
れた出版物 (同・24 条の 2)

ちほうじちたい とどうふけん しくちょうそん ちほうかんちようしりやう かんが
地方自治体(都道府県、市区町村)の出版物も「地方官庁資料」と考えられるが、こ
おも げんきゅう
のテキストでは主に、「国の諸機関」の出版物について言及する。

IFLA

An official publication is any item produced by reprographic or any other method issued by an organization that is an official body, and available to an audience wider than that body. (公的な機関によって発行され、その機関外の人々にも利用される、複写その他の方法でつくられたもの)

"Definition of Official Publications for International Use" adopted by IFLA Official Publications Section, 1983

UNESCO

... the official publications of all independent States, that is, all documents, volumes, periodicals and other works published by order and at the expense of the public authorities of these States. (国の機関の命令、経費負担によって刊行された全ての記録、図書、定期刊行物)

A Study of Current Bibliographies of National Official Publications.(UNESCO Bibliographical Handbooks 7) UNESCO, 1958.

2 日本の官庁資料の特徴 (Characteristics of Japanese Official Publications)

2.1 寄託制度はない (Nonexistence of Deposit System)

日本には官庁資料の寄託制度はない。つまり、官庁資料を集めるためには、市販されている資料であれば購入し、非売品であれば何か他の方法で入手しなければならないが、官庁資料は非売品が多い。

国立国会図書館には、「出版」されたものは市販のものでも非売品でも納本されるが、何部を印刷すれば「出版」なのか、ピラやリーフレットでも「出版」と呼ぶのか、部内資料はどうか、ということが明確ではない。また、出版したところがそれを「出版した」と認識しなければ納本されない。したがって、行政機関の設置した審議会・調査会等の答申・審議資料、委託研究・調査報告書、執務参考資料等は納本されないことが多い。

アメリカの連邦寄託図書館制度 (Federal Depository Library Program) のように、寄託しないものの基準を決め、それ以外は図書館に寄託するというような寄託制度はない。

また、政府の刊行物であっても、政府の印刷局が集中して出版するのではなく、各組織がそれぞれ独自に印刷・出版・配布したり、民間出版社や外郭団体に依頼して出版したりすることが多い。国立印刷局 (National Printing Bureau) (旧 財務省印刷局) は、各種の官庁出版物の編集・出版業務を幅広く行っているが、アメリカのGPO (Government Printing Office) のような、官庁資料の出版を一元的に管理する中央組織ではない。

2.2 著作権 (Copyright)

官庁資料の著作権は基本的にその資料を作成した官庁が持っており、国有財産とみなされる。そのため、一般の図書や雑誌と同じく、無制限に複製することはできない。資料のもともとの発行部数が少ないので現物入手することは難しいが、国立国会図書館に所蔵されている資料でも、全部を複製するためには、著作権法に基づき、出版した (著作権を持っている) 官庁の許可が必要である。

但し、法令・判例・国会会議録などや、それを公示するための出版物 (『官報』など) は、無制限に複製することができる。(注意: これらを外国語に翻訳したものについては翻訳著作権の問題があり、無制限ではない。)

2.3 資料の電子化 (Digitization of Information)

政府のIT (情報通信技術) への取り組みは、「行政情報化推進基本計画」(1994年12月25日閣議決定) に始まる。近年は、e-Japan戦略のもと、各府省情報化統括責任者連絡会議で「電子政府構築計画」(2003年7月17日、2004年6月14日改定) が決定され、行政情報の電子的提供についても積極的に推進されている。

現在は各省庁のホームページで、白書や統計資料をはじめ多くの官庁資料を利用できる。

その反面、紙媒体の印刷刊行が中止されてしまった資料もある(『文部省刊行物目録』、『郵政行政統計年報』等)。また、CD-ROMによる発行も増加している。

各省庁のホームページに掲載する情報の内容や掲載期間等については、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」(2004年11月12日・各府省情報化統括責任者連絡会議決定)で方針が示されている。

電子政府の推進について：<http://www.e-gov.go.jp/doc/scheme.html>
各府省情報化統括責任者連絡会議：
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/index.html>

3 国立国会図書館にある官庁資料 (Official Publications in National Diet Library)

国と地方自治体の出版物は、国立国会図書館法第24条、第24条の2の規定により納本される。中央省庁の資料については、各省庁に設置されている国立国会図書館の支部図書館が窓口となって収集している。収集後は他の資料と同じように、図書・逐次刊行物(雑誌や新聞)・非図書資料(CD-ROM等)に分けて整理され、閲覧や複写等、広く一般に利用されている。国会図書館にある資料はほとんどがNDL-OPACで検索できる。

官庁資料に関するレファレンスには「議会官庁資料室」で対応している。

(参考)；最近の納本制度の改正

- ・CD-ROMなどの電子出版物の増加傾向を受けて、パッケージ系電子出版物を、納入すべき出版物として明確に規定した。
- ・国立の機関の多くが法人化(国営でなくなる)された状況を受けて、各種の法人からの出版物納入を明確に規定した。

* 国立国会図書館にはない官庁資料

国立国会図書館が収集・保存するのは「出版物」である。官庁資料に関しても同じであり、国立国会図書館法第24条の規定で「出版物」を収集することとなっている。

したがって、「出版物」以外の、国の行政文書については、定められた各省庁での保存期間(最長30年)が過ぎると、廃棄されるか、引き続き各省庁で保管されるか、国立公文書館へ移管されてそこで保存・公開されることになる。

各省庁で保存されている行政文書は、情報公開法に基づき、所定の手続きにより閲覧することができ、外国人も開示請求権者に含まれる。

e-Gov行政文書ファイル管理簿の検索：<http://files.e-gov.go.jp/servlet/Fsearch>
e-Gov各府省の行政文書ファイル管理簿：<http://www.e-gov.go.jp/link/bunlink.html>
国立公文書館：<http://www.archives.go.jp/>
National Archives of Japan：http://www.archives.go.jp/index_e.html

外務省の文書(外交記録)については、30年を経過したものは外務省外交史料館で公開される。一部はインターネットでも利用できる。

外務省外交史料館：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/index.html>
公開済みの外交記録：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/keisai.html>
The Diplomatic Record Office：<http://www.mofa.go.jp/about/hq/record/index.html>

旧陸軍・海軍の公文書は、防衛庁防衛研究所で保管、公開されている。

防衛庁防衛研究所：<http://www.nids.go.jp/index.html>
The National Institute for Defense Studies：<http://www.nids.go.jp/english/index.html>

国立公文書館、外務省外交史料館、防衛庁防衛研究所が保管する資料のうち、特にアジア関係の資料は、国立公文書館アジア歴史資料センターで電子化が進められ、ホームページでインターネット公開されている。

国立公文書館アジア歴史資料センター：<http://www.jacar.go.jp/index.html>
Japan Center for Asian Historical Records：http://www.jacar.go.jp/asia_en/index_en.html

以上のような資料について、国立国会図書館は、『国立公文書館所蔵公文別録』(マイクロフィルム)、『日本外交文書』(外務省編纂)、『陸海軍省年報』(マイクロフィルム)等の複製資料を所蔵する場合はあるが、原資料の収集・保存を担ってはいない。

4 代表的な官庁資料 (Major Japanese Official Publications)

4.1 白書 (White Paper)

各省庁が編集する政府刊行物のうち白書は、「政府刊行物(白書類)の取扱いについて」(1963年10月24日・事務次官等会議申合せ)により、「中央官庁の編集する政府刊行物で、内容は政治、経済、社会の実態および政府の施策の現状について国民に周知させることを主眼とする図書」と決められている。

白書は各省庁で編集された後、閣議(内閣の会議、cabinet council)に報告され、その了解を得た後、一般に公表される。ただし、国会に提出することが法律で規定されているものについては、国会提出が閣議決定され、国会へ送付される。そのため、白書には、国会に

に対する報告書を白書として刊行するもの、閣議への報告書を白書として刊行するもの、の 2 種類がある。

白書は、国会あるいは閣議に提出される段階では、「^{だんがい} に関する年次報告」や「^{ねんじほうこく} の^{げんきょう} 現況」といったタイトルの白紙の資料(原局版と呼ばれる)で、関係機関にはその資料が無料で配布される。一般(国民・民間)向けには、内容は同じだが表紙を変えて、「^{むりょうはいふ} 白書」というタイトル(市販版と呼ばれる)で販売される。

市販版と原局版は、「版」(edition)が異なる場合があり、注意が必要である。例えば、市販版の『科学技術白書』平成 16 年版(内容は平成 15 年度分)と同じ内容の原局版は、『科学技術の振興に関する年次報告』平成 15 年度版である。

ねんど	かいけいねんど	
年度について	日本の会計年度は 4 月から翌年 3 月まで。例えば平成 16 年度	
	は平成 16 年 4 月から平成 17 年 3 月までである。	
げんごう	どくじ	れきほう
元号について	官庁資料は、しばしば日本独自の暦法である「元号」のみで	
ねんがつひ	ひょうじ	てんのう
年月日が表示されている。日本の元号は、 ^{てんのう} 天皇が交代すると変わる。(昔は一人の天		こうたい
皇の在位期間内に元号が変わることもあったが、近代は一つの元号が一人の天皇の在位期間と		むかし
対応する。)例えば平成 17 年というのは、現在の天皇が即位してから 17 年目ということ		
になる。(新しい天皇が即位した年は「 ^{がねん} 元年」という。「昭和 64 年」と「平成元年」は同じ年である。)		
	西暦に換算する方法は以下の通り。	
めいじ		
明治元年 =	1868	
明治 2 年 =	1869	
...	...	
明治 45 年 =	^{たいしやう} 大正元年 =	1912
大正 2 年 =	1913	
...	...	
大正 15 年 =	^{しやうわ} 昭和元年 =	1926
昭和 2 年 =	1927	
...	...	(昭和 + 1925 = 西暦年)
昭和 64 年 =	平成元年 =	1989
平成 2 年 =	1990	
...	...	(平成 + 1988 = 西暦年)

国会に対する報告書を白書として刊行するもの

へんしゅう 編集した しょうちょう 省庁	市販版のタイトル	原局版のタイトル(国会提出時の名称)
	えいごばん 英語版のタイトル	
じんじいん 人事院	こうむいん 公務員白書	年次報告書
	Annual Report / National Personnel Authority.	
ないかくふ 内閣府	ぼうさい 防災白書	防災に関してとった措置の概況
		平成 年度において実施すべき防災に関する計画
内閣府	こうつうあんぜん 交通安全白書	交通事故の状況及び交通安全施策の現況
		平成 年度において実施すべき交通安全施策に関する計画
	White Paper on Traffic Safety in Japan.	
内閣府	しょうがいしゃ 障害者白書	障害者のために講じた施策の概況に関する年次報告
		Annual report on government measures for persons with disabilities. (Summary)
内閣府	しょうしかしやかい 少子化社会白書	少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する年次報告
内閣府	こうれいしやかい 高齢社会白書	高齢化の状況及び高齢社会対策の実施の状況に関する年次報告
		平成 年度において講じようとする高齢社会対策
	Annual Report on the Aging Society.	
内閣府	だんじよきょうどうさんかく 男女共同参画白書	男女共同参画社会の形成の状況に関する年次報告
		平成 年度において講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策
	White Paper on Gender Equality.(Outline)	
そうむしょう 総務省	ざいせい 地方財政白書	地方財政の状況
	White Paper on Local Public Finance.	
こうせいとりひき 公正取引 いいんかい 委員会	どくせんきんし 独占禁止白書	年次報告
こうがいとうちようせい 公害等調整 いいんかい 委員会	こうがいふんそうしより 公害紛争処理白書	年次報告
ほうむしょう 法務省・ もんぶかがくしょう 文部科学省	じんけんきょういく けいはつ 人権教育・啓発白書	人権教育及び人権啓発に関する施策についての年次報告

文部科学省	科学技術白書	科学技術の振興に関する年次報告
	White Paper on Science and Technology.	
すいさんちょう 水産庁	水産白書	水産の動向に関する年次報告書
		平成 年度において講じようとする水産施策
	Annual Report on Japan's Fisheries.	
りんやちょう 林野庁	しんりん りんぎょう 森林・林業白書	森林及び林業の動向に関する年次報告
		平成 年度において講じようとする森林及び林業施策
	Annual Report on Trends of Forest and Forestry.(Summary)	
のうりん 農林水産省	しょくりょう のうぎょう のうそん 食料・農業・農村白書	食料・農業・農村の動向に関する年次報告
		平成 年度において講じようとする食料・農業・農村施策
	Annual Report on Food, Agriculture and Rural Areas in Japan.	
ちゅうしょうきぎょう 中小企業 庁	中小企業白書	中小企業の動向に関する年次報告
		平成 年度において講じようとする中小企業施策
	White Paper on Small and Medium Enterprises in Japan.	
経済産業・ 厚生労働・ 文部科学省	せいぞうきばん 製造基盤白書	ものづくり基盤技術振興基本法第8条に基づく年次報告
こくどうつう 国土交通省	しゅとけん 首都圏白書	首都圏整備に関する年次報告
国土交通省	かんこう 観光白書	観光の状況に関する年次報告
		平成 年度において講じようとする観光政策
国土交通省	とち 土地白書	土地の動向に関する年次報告
		平成 年度において土地に関して講じようとする基本的な施策
国土交通省	エネルギー白書	エネルギーに関する年次報告
かんきょう 環境省	環境白書	環境の状況に関する年次報告
		平成 年度において講じようとする環境の保全に関する施策
	Quality of the Environment in Japan.	
環境省	じゅんかんがた 循環型社会白書	循環型社会の形成の状況に関する年次報告
		平成 年度において講じようとする循環型社会の形成に関する施策

閣議への報告書を白書として刊行するもの

編集省庁	市販版のタイトル	原局版のタイトル(閣議報告時の名称)
	英語版のタイトル	
内閣府	経済財政白書	年次経済財政報告
	Annual report on the Japanese economy and public finance.	
内閣府	<small>せいしょうねん</small> 青少年白書	青少年の現状と施策
	White Paper on Youth.	
内閣府	<small>こくみんせいかつ</small> 国民生活白書	
	White Paper on the National Lifestyle.(Summary)	
<small>げんしりょく</small> 原子力委員会	原子力白書	
	White Paper on Nuclear Energy.	
<small>あんぜん</small> 原子力安全委員会	原子力安全白書	
	White Paper on Nuclear Safety.(Summary)	
<small>けいさつ</small> 警察庁	警察白書	
	White Paper on Police.(Excerpt)	
防衛庁	日本の防衛(防衛白書)	
	Defense of Japan.	
総務省	情報通信白書	情報通信に関する現状報告
	Information and Communications in Japan.	
総務省	<small>こうえきほうじん</small> 公益法人白書	公益法人に関する年次報告
<small>しょうぼう</small> 消防庁	消防白書	
	White Book on Fire Service in Japan.	
法務省	<small>はんざい</small> 犯罪白書	
	White Paper on Crime.	
外務省	外交青書	
	Diplomatic bluebook.	
外務省	<small>かいほうえんじょ</small> 政府開発援助(ODA)白書	
	Japan's Official Development Assistance, white paper.	
文部科学省	文部科学白書	
	Japanese government policies in education, culture, sports, science and technology.	
厚生労働省	厚生労働白書	
	Annual Report on Health, Labour and Welfare.	

厚生労働省	労働経済白書	
	White Paper on the Labour Economy.(Summary)	
経済産業省	通商白書	
	White Paper on International Economy and Trade.	
国土交通省	国土交通白書	
	White paper on Land, Infrastructure and Transport in Japan. (Outline)	

このほか、官庁の報告書類で一般に「白書」という通称を持つ資料がある。
(例) 天下り白書: 営利企業への就職の承認に関する年次報告(人事院)

女性労働白書: 働く女性の実情(厚生労働省)

なお、単発の報告書や地方官庁が出す報告書、さらには民間の(報告書とは関係のない)出版物にもしばしば「白書」の名前が付けられており、白書といっても中央官庁が公式・定期的に出す報告書であるとは限らないので、注意が必要である。

近年の白書は、各省庁のホームページで利用できる。なお、英語版は全ての白書で作られているわけではなく、作られていても要約だけの場合がある。

白書のリンク集(年別)(首相官邸):

<http://www.kantei.go.jp/jp/hakusyo/index.html>

白書のリンク集(省庁別)(国立国会図書館):

http://www.ndl.go.jp/horei_jp/Countries/Japan/JGOV_hakusyo.htm

e-Gov白書等:http://www.e-gov.go.jp/link/white_papers.html

英語版白書のリンク集(国立国会図書館):

http://www.ndl.go.jp/horei_en/JGOVe_hakusyo.html

白書案内(国立印刷局):<http://www.npb.go.jp/ja/books/whitepaper/index.html>

白書のあらし:<http://www.npb.go.jp/ja/books/whitepaper/aramashi.html>

4.2 統計 (Statistics)

国内においては多くの統計調査が行われているが、官庁統計は定期的、体系的なもので、社会経済分析の基礎資料といえる。統計の種類としては次のようなものがある。

指定統計調査(統計法第2条)(Designated Statistical Survey)

国、地方自治体が作成する統計のうち、国の基本政策決定に必要で、国民生活にとって重要な統計調査。総務大臣が指定、公示し、調査対象の人または法人に申告義務を課することができる。現在、56件の指定統計が継続して実施されている。これらの多くが昭和20年代

に調査開始されている。

『国勢調査』、『事業所・企業統計』、『住宅・土地統計』、『労働力調査』、『家計調査』、『就業構造基本調査』、『社会生活基本統計』、『学校基本調査』、『人口動態調査』、『賃金構造基本統計』、『国民生活基礎統計』、『工業統計調査』、『商業統計』、『農林業センサス』等。

指定統計のリスト(総務省統計局)：

<http://www.stat.go.jp/index/seido/1-3.htm>

承認統計調査(統計報告調整法第4条)(Approved Statistics)

総務大臣の承認を受けた上で、国の行政機関が、10以上の人または法人等から徴収する統計調査。

『消費動向調査』、『法人企業動向調査』、『体力・運動能力調査』、『労働経済動向調査』、『雇用動向調査』、『国民栄養調査』、『大都市交通センサス』、等

届出統計調査(統計法第8条)(Notified Statistics)

総務大臣に届け出た上で、国、都道府県、市、日本銀行、日本商工会議所が実施する統計調査。

『住民基本台帳人口移動報告』、『登録外国人統計調査』、『出入国管理統計調査』、『衛生行政報告例』、『社会医療診療行為別調査』、『公共事業工事費内訳調査』、等

このほか、『犯罪統計』、『交通事故統計』(警察庁)、『司法統計』(最高裁判所)のような行政記録、業務記録をもとに作成される統計もある。

統計の調べ方

『統計情報インデックス』(総務省統計局編、日本統計協会発行。年刊。)
官庁、民間機関の統計に関する主な出版物(約1100冊)の情報を整理して掲載したもの。
構成は、「キーワード索引」、「書誌情報」、「統計表題一覧」、「編集機関別索引」。キーワード(約6200)から、それが掲載されている出版物を探することができる。

『統計調査総覧』(総務省統計局統計基準部編、全国統計協会連合会発行。年刊。)
「国(府省等)編」、「地方公共団体(都道府県・市)編」に分冊刊行。指定統計、承認統計、届出統計について、「実施機関、目的、沿革、調査の構成、集計・公表の形式」を網羅的に掲載。統計調査の結果が公表される出版物を調べることができる。

“Guide to Official Statistics in Japan” (Statistical Standards Dept., Statistics Bureau, Ministry of Public Management, Home Affairs, Posts and Telecommunications, 2001)

統計書も含め、代表的な官庁統計の情報を掲載。上記『統計調査総覧』(国(府省等)編)の英語版といえる資料。総務省統計局のサイトで利用できる。

<http://www.stat.go.jp/english/index/official/index.htm>

『日本統計年鑑: Japan Statistical Yearbook』

(総務省統計局・統計研修所編、日本統計協会発行 年刊)

『日本統計月報: Monthly Statistics of Japan』

(総務省統計局・統計研修所編、日本統計協会発行 月刊)

あらゆる分野の統計を収録した基本的な統計書。英語併記。

総務省統計局: <http://www.stat.go.jp/index.htm>

総務省統計局が実施する『国勢調査』、『事業所・企業統計』などの結果や、『日本統計年鑑』、『日本統計月報』などの統計書を利用できる。

統計データ・ポータルサイト(総務省統計局): <http://portal.stat.go.jp/>

キーワード検索により統計表を見ることができる。各省庁の統計サイトのリンク集あり。

4.3 審議会資料 (Materials of Advisory Council)

審議会とは、学識経験者等が合議して、国の施策に関する重要事項を調査審議する機関である。行政上の権限はなく、行政への専門知識の導入や公正の確保を目的とし、諮問機関、調査機関として設置される。現在、100以上の審議会が設置されている。

審議会資料の種類としては、諮問、答申、議事録がある。答申はよく利用される資料だが、ページ数が少ない簡易な資料が多く、国立国会図書館へも納本されないことが多い。答申の全文あるいは概要は、各審議会の主管省庁の広報誌(例えば、『文部科学時報』(文部科学省)、『ファイナンス』(財務省))や、関連の業界誌に掲載されることもある。これらはNDL-OPACの「雑誌記事索引」で検索できる。雑誌『月刊ニュー・ポリシー』(研恒社政策情報資料センター)にも重要な審議会答申が掲載されるが、これは「雑誌記事索引」では検索できない(職員事務用データベースでは検索可能)。

近年は、主管省庁のホームページに審議会に関するコンテンツが設けられており、資料を入手できる場合が多い。

各省庁の審議会に関するサイトのリンク集(国立国会図書館)：

http://www.ndl.go.jp/horei_jp/Links/JGOV_singilink.htm

e-Gov審議会等：<http://www.e-gov.go.jp/link/council.html>

『審議会総覧』(総務省行政管理局 2年に1回刊)

各審議会の設置根拠法令、所掌事務、委員名、諮問・答申事項(本文なし)等を掲載

4.4 閣議決定 (Cabinet Decision)

閣議とは、合議体である内閣の会議で、内閣は閣議によってその職権を行う。閣議は内閣総理大臣が主宰し、また、各大臣も閣議案件を提出できる(内閣法第4条)。定例の閣議は、現在は週2回(火曜と金曜)、首相官邸で行なわれる。(国会開会中は国会議事堂内で行われる。)閣議に付された案件は、その重要さに応じて「閣議決定」・「閣議了解」・「閣議報告」として処理される。「閣議決定」は全会一致による決定で、政府の重要な計画などが該当する。

(例)自衛隊のイラク派遣についての「イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画」(2003年12月9日・閣議決定)

閣議決定自体は「行政文書」であるため、国立国会図書館では収集していない。古い閣議決定(おおむね1950年以前)は国立公文書館(「公文類聚」・「公文雑纂」・「公文別録」に綴じ込み)、それ以降のものは内閣府、または各省庁で保管している。

閣議決定本文の入手方法

1964年～

『閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録』(内閣官房総務官室 年刊)

閣議の案件、および主要な閣議決定の本文を収録

1926年～1963年

閣議決定等文献リスト及び本文(国立国会図書館)：

http://www.ndl.go.jp/horei_jp/kakugi/kakugi_main.htm

(国立国会図書館の所蔵資料に収録されている閣議決定本文を電子化したもの)

おおむね1950年以前

アジア歴史資料センター：<http://www.jacar.go.jp/index.html>

(国立公文書館保存資料のうち、「アジア歴史資料」として電子化されたもの)

当日の新聞の夕刊や、翌日の朝刊に、本文や概要が掲載されることもある。

閣議案件(本文なし)の抜粋(全ての案件ではない)は、閣議の数日後、『官報』の資料欄に掲載される。1997年10月以降の閣議案件(本文なし)は、首相官邸ホームページに掲載されている。

<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugi/index.html>

4.5 世論調査 (Public Opinion Poll)

政府の世論調査は、国民の意識動向を行政に反映させるために、内閣府大臣官房政府広報室のもと、年間10数件行われている(第1回目は、1947年8月の『経済実相報告書に対する世論動向調査』)。世論調査のテーマは、各省庁の要望をふまえつつ、その時々行政需要にあったものが選定される。『国民生活に関する世論調査』、『社会意識に関する世論調査』、『外交に関する世論調査』は、毎年のように行われている。世論調査は内閣府が行うもののほか、国の諸機関、地方自治体、報道機関等でも行われる。

世論調査(内閣府) : <http://www8.cao.go.jp/survey/>

最近の世論調査の結果を掲載

『月刊世論調査』(内閣府大臣官房政府広報室編、財務省印刷局 月刊(1969-))
内閣府の世論調査は非売品だが、『月刊世論調査』に調査結果の概要が掲載される。

『全国世論調査の現況』(内閣総理大臣官房広報室 年刊)
(1951年度実施分～)内閣府調査をはじめとする国内の各種世論調査と、そのうち主要な調査の結果概要を掲載

『世論調査年鑑』(内閣府大臣官房政府広報室編、財務省印刷局 年刊)
(1963年度実施分～)上記『全国世論調査の現況』の市販版

4.6 研究報告 (Research Report)

国の補助金を使って行われる研究の成果報告、および公的機関が委託した研究の調査報告は、たいていの場合は報告用・記録用として若干部数作られるだけである。ものによっては出版されたり、大学や学会の雑誌に掲載されたりすることもあるが、そのような出版物にならない場合は国立国会図書館へも納本されないことが多い。

レファレンスで求められることが多いのは、文部科学省科学研究費補助金と、厚生労働科学研究費補助金の研究成果報告書である。

文部科学省科学研究費補助金(通称:科研費)の研究成果報告書

日本の学術を振興するため、人文・社会科学から自然科学まで、あらゆる分野における優れた^{すぐ}独創的・先駆的な研究を^{はってん}発展させることを目的に、文部科学省および日本学術振興会から^{がくじゅつしんこうかい}補助金が^{こうふ}交付される。2005年度の予算額は1880億円、採択件数は約52000件(新規+^{しんき}継続)。^{けいぞく}基盤研究、^{きばんけんきゅう}特定領域研究などいくつかの研究種目がある。

研究成果報告書は、1977年ごろから、文部省(現在の文部科学省)から国立国会図書館へ一括^{いっかつ}納入されている。現在の所蔵数は約12万冊で、資料は関西館に配置されている。ただし、補助金が比較的小額で期間の短い研究種目(「奨励研究」など)については、成果報告書を提出する義務^{ぎむ}がなく、当館でもほとんど所蔵していない。成果報告書は基本的に、研究代表者^{だいひょうしゃ}の所属する大学、研究機関でも保存されている。

科学研究費補助金データベース“KAKEN”(国立情報学研究所)^{じょうほうがく}: <http://seika.nii.ac.jp/>
採択課題・実績報告・成果概要を一括して検索できる。また、研究分野からも検索ができる。
無料。

『文部科学省科学研究費補助金採択課題・公募審査要覧』^{こうぼしんさやうらん}(ぎょうせい 年刊)
各年度の採択課題と、その研究代表者、交付予定額を掲載

科研費の概要については下記サイトを参照。

国立国会図書館 テーマ別調べ案内「科研費報告書」

http://www.ndl.go.jp/jp/data/theme/theme_honbun_201003.html

科学研究費補助金(日本学術振興会):

<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

Grants-in-Aid for Scientific Research:

<http://www.jsps.go.jp/english/e-grants/grants.html>

この他に、研究成果を独自に一般に公開する大学もある。

福島大学^{ふくしま}科研費報告書DB:

<http://www.lib.fukushima-u.ac.jp/kakenhi/kakenDB.html>

厚生労働科学研究費補助金の研究報告書^{こうせいろうどうか がくけんきゅうひ ほじょきん}

厚生労働科学研究費は、保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等の分野の研究を対象とする補助金。特定疾患対策研究事業、長寿科学総合研究事業、政策科学推進研究事業等の事業別に公募される。2004年度の予算額は420億円、約1400件の研究が採択された。

厚生労働科学研究費の研究報告書は、近年の情報公開の流れの中で、国立国会図書館に納本される数が増加してきた。『長寿科学総合研究報告』(長寿科学総合研究費中央事務^{じむきょく}局)のように、報告集の形の資料もある。研究報告書は基本的に、厚生労働省図書館でも所蔵している。

厚生労働科学研究成果データベース(国立保健医療科学院) : <http://mhlw-grants.niph.go.jp/>

1997年度の研究報告書の抄録、1998年度以降の研究報告書の本文

厚生省心身^{しんしんしょうがい}障害研究報告書 : http://webabst.niph.go.jp/content/shinshin/ssh_index.html

1975年度～1997年度の厚生省心身障害研究の研究報告書の本文

厚生労働省図書館OPAC : http://library.mhlw.go.jp/jhkweb_JPN/top.html

5 官庁資料の情報源 (Resources of Japanese Official Publications)

[全般]

首相官邸 : <http://www.kantei.go.jp/>

Prime Minister of Japan and His Cabinet : <http://www.kantei.go.jp/foreign/index-e.html>

官公庁リンク集 : http://www.kantei.go.jp/jp/link/server_j.html

Links to Ministries and Other Organizations : http://www.kantei.go.jp/foreign/link/links_e.html

e-Gov電子政府の総合窓口 : <http://www.e-gov.go.jp/>

国の機関のホームページ掲載情報の検索、法令検索など

Gateway for All Japanese Information (Web Japan) : <http://web-japan.org/index.html>

Japan Links、Statistics など

国立国会図書館議会官庁資料室 : http://www.ndl.go.jp/horei_jp/index.htm

Parliamentary Documents and Official Publications Room, National Diet Library : http://www.ndl.go.jp/horei_en/index.html

[出版物]

政府刊行物 (全国官報販売共同組合) : <http://www.gov-book.or.jp/index.html>

書籍の検索・注文、1996年6月以降の『官報』の目次検索など

Shipping service to abroad : <http://www.gov-book.or.jp/annai/kaigai.html>

国立印刷局 : <http://www.npb.go.jp/>

政府刊行物案内、『国立印刷局刊行物目録』など

社団法人・政府資料等普及調査会 : <http://www.giooss.or.jp/>

非売品の政府資料を所蔵。新着資料リストなど。データベース検索は会員制。

[図書館の蔵書検索]

NDL-OPAC (国立国会図書館) : <http://opac.ndl.go.jp/index.html>

ゆにかねっと (国立国会図書館総合目録ネットワークシステム) : <http://unicanet.ndl.go.jp/>

公共図書館所蔵資料の横断検索

NACSIS Webcat (国立情報学研究所) : <http://webcat.nii.ac.jp/>

大学図書館所蔵資料の横断検索

[目録類]

『政府刊行物等総合目録』(全国官報販売協同組合 年刊)

『国立印刷局刊行物目録』(国立印刷局 年刊)

『政府刊行物月報』(政府刊行物普及協議会編、国立印刷局 月刊)

『政府刊行物新聞』(全国官報販売協同組合 月2回刊)

“List of Publications, Governmental & Similar” (Govt. Publications Service Center, Annual)

『政府資料アブストラクト』(政府資料等普及調査会 月刊)

1ヶ月間に政府資料等普及調査会で受け入れ、整理した政府資料の分野別リスト。大部分の資料は抄録つき。

『月刊ニュー・ポリシー』(研恒社政策情報資料センター 月刊)

重要な政府資料の原文を、毎月数十点掲載。

[英和・和英辞書]

英辞郎 on the Web(株式会社アルク): <http://www.alc.co.jp/index.html>

(インターネットへの最終アクセス: 2005年12月1日)